

中小企業の会社法による決算公告（公示）

★平成18年5月1日より施行された「会社法」では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終了後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」（第440条）とされており、**特例有限会社（会社法施行後も有限会社の名称で存続する会社）を除くすべての株式会社**の決算公告が法律で義務付けられています。この公示を怠ると、100万円以下の過料に処せられます。

★公告方法は、次のいずれかを定款で定めますが、定款に定めがない場合には、官報によるものとされます。電子公告をする場合は、公告するホームページのURLを法務局の登記簿の中の公告方法の欄に登録しておく必要があります。

(1)官報に掲載

(2)時事に関する記事を掲載する日刊新聞紙に掲載する

(3)電子公告(ホームページに掲載)

項目	中小会社		大会社		有報提出会社
	(1)(2)	(3)	(1)(2)	(3)	
貸借対照表	×	○	×	○	適用なし
貸借対照表要旨	○	×	○	×	適用なし
損益計算書	×	×	×	○	適用なし
損益計算書要旨	×	×	○	×	適用なし

有価証券報告書を提出している株式会社については、決算公告以上に詳細な内容を開示しているため、要旨を公告すれば良いことになっています。

また、持分株式及び特例有限会社については公告義務はありません。

★電子公告には、次の点に注意が必要です。

(1) 貸借対照表等が掲載されるホームページのURLを登記する必要があります。

(2) 定時株主総会の終結の日から五年を経過する日までの間継続して行わなければなりません。

(3) 電子公告では、要旨の公告をすることはできず、必ず全文を公告しなければなりません。

(4) 電子公告では、ホームページに掲載することを懈怠した場合には過料が課されます。

★決算公告の記載科目については[平成21年法務省令第7号](#)が適用されます

■負債の部の引当金について

下記の条文にのっとり、流動負債・固定負債の下欄に全て記載する必要があります。

(よくある科目 賞与引当金・退職給付引当金・役員退職慰労引当金 等)

なお、貸倒引当金は流動資産に係るので、通常記載されません。

平成21年法務省令第7号「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」第140条2(負債に係る引当金がある場合には、当該引当金については、引当金ごとに、他の負債と区分しなければならない。)

■(うち当期純利益)は貸借対照表のみ公告の場合、必ず記載する必要があります。

平成21年法務省令第7号「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」第142条(貸借対照表の要旨には、当期純損益金額を付記しなければならない。ただし、法第四百四十条第二項の規定により損益計算書の要旨を公告する場合は、この限りでない。)

★掲載の書き出し部分の例示

第 期 決 算 公 告

平成21年6月30日(←公告日)

愛知県●●市△町●丁目□番地×号

株式会社●●●●●●●●

代表取締役 神谷 一郎

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
---------	-------------------